

# ドイツの2017年企業年金強化法における新しい「DC」について

2019年6月12日

杉田 健<sup>i</sup>

## 要旨

2018年1月に施行されたドイツの2017年企業年金強化法およびそこに規定される新しいDCについて解説するとともに、日本への示唆を論じる。ドイツの年金制度は公的年金、企業年金および個人年金の3つの柱からなる。公的年金の給付水準の低下および支給開始年齢引き上げに伴い、企業年金の普及を促進することが課題になっている。2017年企業年金強化法はこれを受けたもので、新しいDCおよび各種税制優遇措置が規定されている。新しいDCは、オランダのCDC（集団型DC）に近く、社会的パートナー（労組等）が主体となり、一括して資産運用する制度であり、個人が運用する英米や日本のDCとは異なっている。企業は従来のドイツの企業年金と異なり、給付額の保証をしないが、運用リスクに備えるためのバッファを特別な拠出（安全拠出）により作ることができる。個人が運用しない上に、給付は終身年金のみと日本に比べて従業員への配慮が厚い制度であるが、それにもかかわらず、年金権確保のための一層の配慮が必要ということで、今のところ実施する団体は無い。老後保障のために企業年金を活用するにあたっての、ドイツの立法府および労組の従業員に対する手厚い姿勢は参考になるので、今後もドイツの動向に注目したい。

キーワード ドイツ、企業年金、DC、CDC、バッファ

## 1 はじめに

ドイツの2017年企業年金改革法（以下改正法と略す）は<sup>1</sup>、従来のドイツの企業年金と異なり最低保証のないDC（以下本稿では「新DC」と呼ぶ）を初めて導入する他、各種税制優遇措置が規定されており、企業年金の普及を狙っている。ドイツの年金制度は職種ごとに分立する公的年金、企業年金および個人年金の3つの柱からなる。企業年金および個人年金には一定の条件を満たした場合に、リースター補助という補助がある（厚生労働省（2016）3頁）<sup>2</sup>。公的年金の給付水準の低下および支給開始年齢引き上げに伴い、企業年金の普及を促進することが課題になっている。ドイツの企業年金は、直接の給付約束

---

<sup>i</sup> 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構特任研究員（メールアドレス：[k-sugita@nensoken.or.jp](mailto:k-sugita@nensoken.or.jp)）。なお、本稿中意見に関するものは必ずしも当該法人の見解と一致しない。

(Direktzusage)、共済金庫 (Unterstützungskasse)、直接保険 (Direktversicherung)、年金金庫 (Pensionskasse)、および年金基金 (Pensionsfonds)の5種類がある。それらの特徴は、以下の図表1のとおりである。なお、直接の給付約束と共済年金はEUの職域年金指令の枠外であり、直接保険はEUのソルベンシー（保険会社規制）の規制下であり、年金金庫と年金基金はEUの職域年金指令の規制を受ける（aba(2014)、8頁）。図表1を見てわかるように、ドイツの企業年金は従来、給付については事業主または保険会社が保証しており、事業会社倒産に備えて支払保証にも事業主の加入が義務付けられていた。改正法による新DCはこの保証を外す試みである。図表2にはドイツ企業年金の制度別資産5,938億ユーロの残高構成割合を示してあるが、一番多いのは、「直接の給付約束」である。

図表1 ドイツの企業年金制度比較

制度名	内容	支払保証制度への加入	拠出	資産	請求権	リースター補助
直接の給付約束	会計上の引当金を利用することにより企業内部に年金資産を積み立てる。	必要	基本的には事業主負担であるが、従業員が給与の一部を振り替えて拠出金に充当することも可能。	企業の自己資本と区別されない。	年金の請求権は事業主宛	×
共済金庫	単独または複数の企業が「共済金庫」を設立し、年金資産を積み立てる。	必要（年金資産の企業への融資は通常無担保であるため）	事業主負担	年金資産は事業主に融資されるのが通例。	年金の請求権は第一に共済金庫。通常再保険をかけているが、共済金庫が資産不足の場合は事業主宛となる。	×
直接保険	企業が従業員を被保険者かつ保	事業主が保険契約を担	基本的には事業主負担	事業主は保険契約を結	年金の請求権は保険会	○

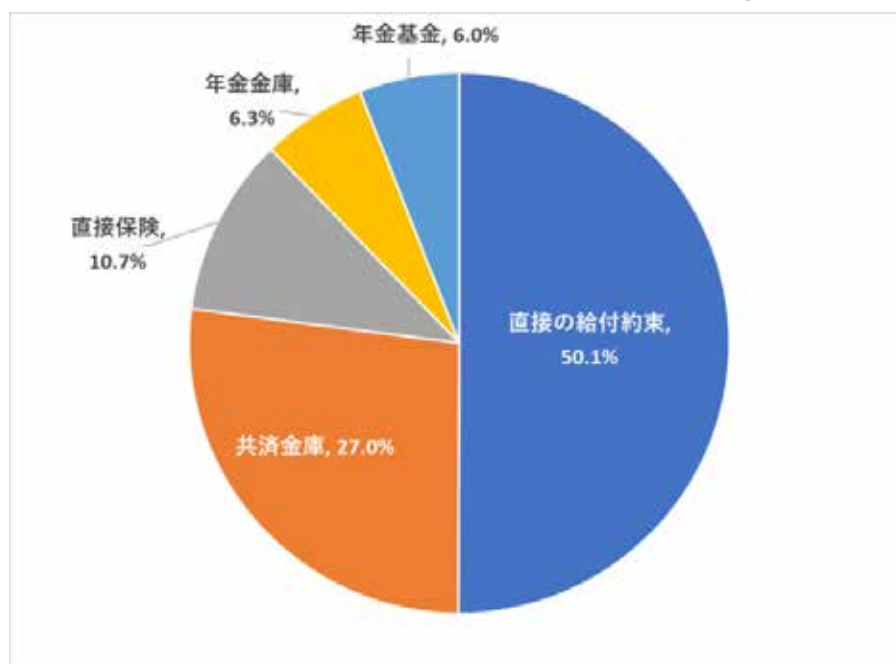
	険金受取人として、生命保険会社と保険契約を締結する制度。	保として保険会社から融資を受けるとは、支払保証制度に加入する必要がある。	であるが、従業員が給与の一部を振り替えて拠出金に充当することも可能。	んだ保険会社から有利なレートで融資を受けることが可能(保険契約が担保)	社宛。保険会社が支払えない場合は事業主宛となる。	
年金金庫	主に単独の大企業が母体企業とは独立の法人としての年金金庫を設立し、そこに年金資産を積み立てていく制度	年金金庫は生命保険会社としての規制を受けるため支払保証制度の対象外。	基本的には事業主負担であるが、従業員が給与の一部を振り替えて拠出金に充当することも可能。	保険会社と同様の厳格な運用規制あり。事業主への融資は十分な担保がある場合にのみ可能。	年金の請求権は年金金庫宛。年金金庫が支払えない場合は事業主宛となる。	○
年金基金	母体企業から独立した法人である年金基金に年金資産を積み立てていく制度	支払保証制度の対象。	基本的には事業主負担であるが、従業員が給与の一部を振り替えて拠出金に充当することも可能。	ユーロ圏内への投資は規制がないが、ユーロ圏外への投資は総資産の30%以内	年金の請求権は第一に年金基金に、年金基金が資産不足の場合は事業主宛となる。	○

出所：企業年金連合会『企業年金に関する基礎知識』平成30年、426 - 428頁、Müller-Mundt (2013)、Deutsche Rentenversicherung Bund "Betriebliche Altersversorgung" 13. Auflage (ドイツ年金保険協会『職域年金』第13版) 2019年1月より筆者作成。

本稿では新DCについて先行研究を参照しつつ、最近の動向および改正法の新DC以外の内容も加えて、解説するとともに、日本に示唆される点も論ずる。先行研究としては、改正法案について生命保険経営学会(2017)に解説があり、新DCについては企業年金連合会『企業年金の基礎知識』2018年版の429 - 430頁に概要の解説があり、また清水信広(2018)に詳しい解説がある。最近の動向は、IPE.com等の記事および2018年にベルリンで開催された国際アクチュアリー会議(ICA)の資料等を基に記載する<sup>ii</sup>。

<sup>ii</sup> ICAの資料については清水信広氏(全国生協連 常勤監事)から紹介いただいた。

図表2 ドイツ企業年金の制度別資産残高構成割合（2016年末）



出所：aba のウェブサイト（<https://www.aba-online.de/deckungsmittel-der-bav.html>、2019年3月12日ダウンロード）の数値を基に筆者作成。

本稿の構成であるが、次の第2節で法改正の背景を述べ、第3節で新DCの概要を述べ、第4節でその他の改正点を述べ、第5節で日本に示唆される点を述べる。

## 2 法改正の背景<sup>3</sup>

連邦議会の年金報告書2016によれば、公的年金の適用者に対する企業年金の普及率は6割未満で頭打となっている。

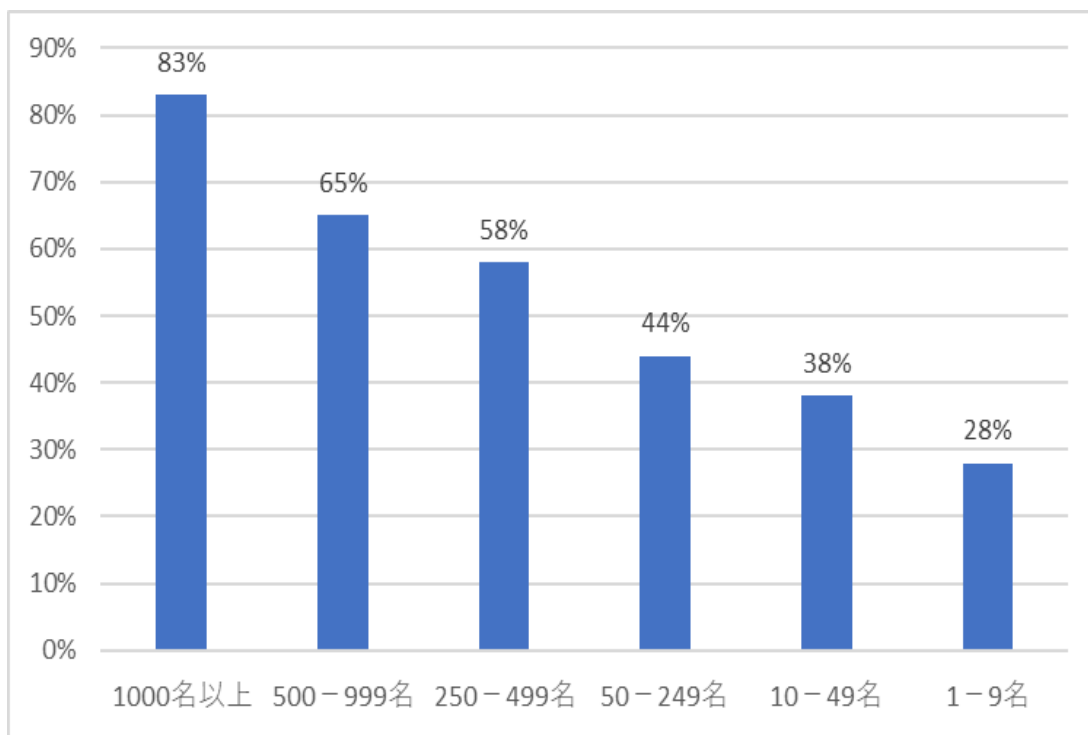
図表3 企業年金普及率の推移

年	公的年金適用者数 (百万人)	企業年金適用者数 (百万人)	普及率 ( / ) (%)
2001	28.0	13.6	48.7
2011	29.0	17.1	58.7
2012	29.5	17.4	59.0
2013	29.9	17.6	58.8
2014	30.4	17.6	58.0
2015	31.1	17.7	57.0

出所：ドイツ連邦議会の年金報告書2016(ドイツ連邦議会印刷物18/10571)<sup>4</sup>99頁の表D.1.2をもとに筆者作成

また、図表 4 のとおり、企業年金の普及率は企業規模が小さいほど低い。

図表 4 民間部門の公的年金適用者に対する企業年金の普及率



出所：ドイツ連邦議会の年金報告書 2016（ドイツ連邦議会印刷物 18/10571）  
102 頁の図 D. 1.2 をもとに筆者作成

税制優遇および補助金のある私的年金として 2001 年年金改革法で導入された補足的老後保障制度は、創設した時の大臣（Walter Riester）の名前を取ってリースター年金と呼ばれるが、普及率は図表 5 のとおりであり、給与の低い者については十分でない。

図表 5 給与規模別の普及割合 (%)

月収（ユーロ）	公的年金のみ	公的年金のほかに付加給付あり	企業年金あり	リースター年金あり	企業年金およびリースター年金あり
1,500 未満	46.5	53.5	30.4	38.0	14.9
1500 以上-2500 未満	39.2	60.8	43.8	32.9	15.9

2500 以上 3500 未満	27.4	72.6	61.0	32.6	20.9
3500 以上 4500 未満	18.5	81.5	73.1	30.7	22.3
4500 以上	13.2	86.8	80.9	35.9	29.9
合計	29.6	70.4	57.0	33.8	20.4

出所：ドイツ連邦議会の年金報告書 2016（ドイツ連邦議会印刷物 18/10571）  
117 頁の表 D. 3.7 から抜粋して筆者作成

このような状況を踏まえて、企業年金・個人年金の一層の普及のための検討が労働社会問題省（BMAS）主導で検討が進められてきた。元本保証を義務付けないことで中小企業が導入しやすいようにすることをねらい（生命保険経営学会（2017））、BMAS は 2014 年 10 月に産業単位のアランダ流の CDC 制度、すなわち集団的に運用し、給付額は保証されない制度を提案したが、年金業界に拒否された（Ottawa(2014)）。その後 BMAS は 2015 年に新たな提案をしたが、ドイツ労働総同盟（DGB）と被用者協議会（BDA）は慎重な検討の末に拒否した。その後さらに制度案の修正が試みられ、最終的に、2017 年 8 月 17 日に改正法が成立した。主な改正点は以下のとおりである<sup>5</sup>。

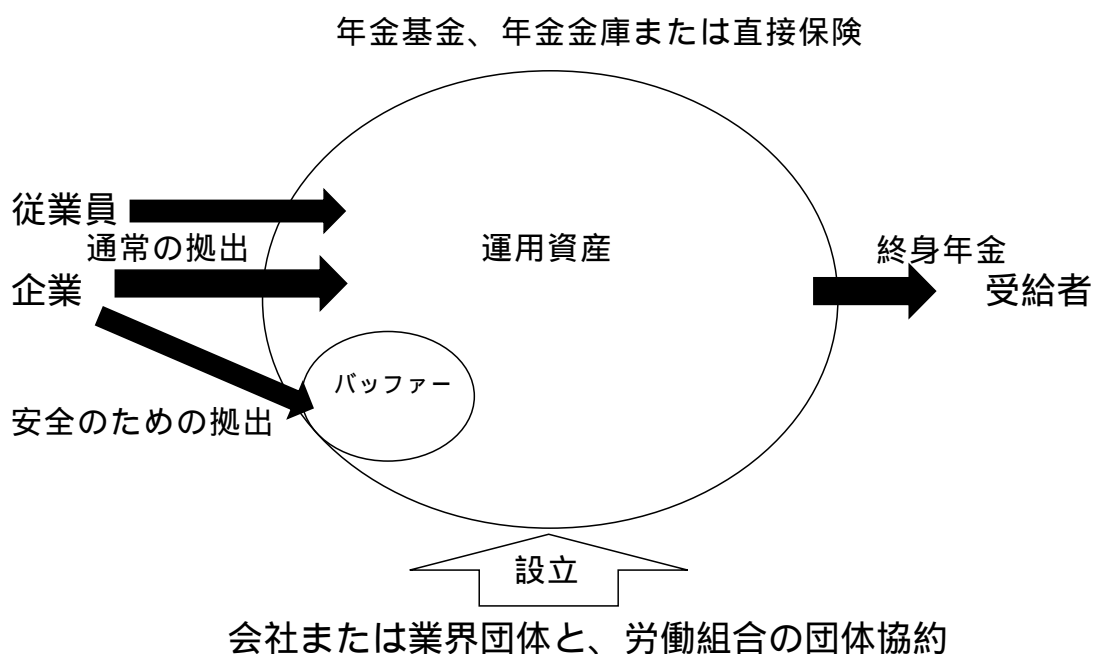
- ・新 DC の創設（内容は、次節で詳しく解説する、2018 年 1 月 1 日施行）
- ・年金基金、年金金庫、直接保険の事業主拠出の非課税限度は、従来一般年金保険の保険料算定基礎額上限の 4% に年間 1800 ユーロを加算した額だったが、これが保険料算定基礎額上限の 8% になった。この結果、非課税限度額は 2018 年 1 月 1 日施行時で月額 6,240 ユーロである。
- ・低賃金労働者の加入促進のための助成措置の創設。事業主が月収 2,200 ユーロ以下の被用者に対して企業年金に 240 ユーロないし 480 ユーロの掛金を支払った場合、その 30% が税還付される。これは新設または増額の直接保険、年金基金、および年金金庫を対象とする。
- ・従業員が企業年金に給与から天引き拠出をすると、給与が減るので社会保険料がその分減少する場合があるが、その減少の範囲内で天引き拠出の 15% を事業主が追加負担することが義務化された（従来は任意）<sup>6</sup>。新規契約のうち確定拠出タイプのもは 2018 年 1 月 1 日から、それ以外の新規契約は 2019 年 1 月 1 日から、2019 年 1 月 1 日前の契約は 2022 年 1 月 1 日から施行される。
- ・リースター補助金の 154 ユーロから 175 ユーロへの引上げ（2018 年 1 月 1 日施行）
- ・企業向けリースター補助金に関する変更。リースター補助金は、個人年金およ

び企業年金の両方におこなわれるが、現実には企業年金への補助金はほとんど使われていなかった。リースター補助を受ける個人年金からは公的医療保険料と公的介護保険料が徴収されないのに、リースター補助を受けた企業年金からは公的医療保険料と公的介護保険料が徴収されていたからである。今回リースター補助を受けた企業年金も個人年金と同様の扱いとして、年金給付から公的医療保険料と公的介護保険料を徴収しないこととした。

### 3 新 DC の仕組み

ドイツの新 DC は、改正法第 1 条で企業年金法の改正として規定されており、英米や日本の DC と異なりオランダの CDC や英国の目標建て (Defined Ambition) に近い制度であり、概要図と特徴は以下のとおりである<sup>7</sup>。

図表 6 ドイツの新 DC の概要図



出所：筆者作成

- ・社会的パートナー（労働組合及び雇用者協会もしくは雇用主）の間の団体交渉協定によってのみ実施可能である。従って会社だけがイニシアチブをとって実施することはできない。
- ・従業員の自動加入を規定してもよいが、その場合は従業員が任意に脱退する（オプトアウト）ことを認める必要がある。
- ・年金基金、年金金庫、直接保険のいずれかの制度を用いる。
- ・個人勘定は設けず集团的運用を行う。リタイア時に個人勘定がつくられる。
- ・積立比率は 100%～125%とし、100%超の部分は市場変動へのバッファ

となる。

- ・会社は、給付約定を守るために安全拠出をしてバッファに積み立てなければならない。
- ・会社は給付額を保証してはならない。
- ・目標利回りが予定に達しない場合、バッファを取崩して給付削減を防ぐが、バッファが枯渇すれば給付を削減する。会社からの保証・補填は無い。
- ・給付は終身年金のみ。
- ・物価スライドの義務はない。
- ・資産運用は一括して行う。運用の責任は社会的パートナーにある。

#### 4 進まない新 DC の採用

新 DC の保険商品を保険会社が発表している(Ottawa(2018a))。R+V 保険とユニオン投資会社が、新 DC を年金基金の器を使って実施するスキームを提供予定である。Tanax と Zurich 生命も年金基金の器を使ったスキームを提供予定である。また、5 社の保険会社が共同で、直接保険の器を使ってユニット・リンク保険を用いたスキームを提案している。

しかし 2018 年に施行されたとはいえ、新 DC を用いた制度の実施は早くても 2020 年になりそうである(Ottawa(2018c))。新 DC は労使の団体交渉が前提であり、金属業界が交渉を開始したと報道されている。しかし、金属業界の企業年金である IG メタルの役員である Jurgen Kerner 氏によれば、2019 年秋の年金総会の議題であり実施は早くて 2020 年ということである。IG メタルが新 DC に同意するための一つの条件は「安全バッファ」の構築のために雇用主が何らかの資金投入をするかであると Kerner 氏は述べている。大部分の業界で既存の企業年金の枠組みを変える動きはないとの観測もある(Ottawa(2018b))。ドイツの金融監督庁長官の Felix Hufeld は 3 月初旬にベルリンで行われた会議で、新 DC を使ってほしいと要望している(Ottawa(2019c))。またドイツの労働社会大臣の Hubertus Heil は新 DC に関する問題を討議し、経験を共有するフォーラムを作ること提案している(Ottawa(2019b))。

これとは対照的に、新 DC の枠組みを使わない、保証のある DC 制度は発足している。航空機大手エアバス社のドイツの事業体は「直接の給付約束」を用いて、保証のある DC 制度をスタートさせた(Ottawa(2019a))。この制度は 2018 年末に設定され、本年 1 月からすでに 2 万人が加入している。この制度の資産運用は 70%を株式に、30%を社債で行い、ライフサイクル・モデルは採用しない。個別の加入者の年齢に応じたライフサイクル・モデルよりも、年齢を考えずに運用した方が、利回りが高くなると見込むからである<sup>8</sup>。収益の 7 割を個人勘定に入れて、3 割はバッファに入れるが税務上限を超えれば個人勘定に入れる。予定よりも利回りが低ければバッファを取り崩し、それでも足りなければ個人口座への支払いを減額する。年金基金などを使わずに、社内引当てを使った



方が会社のコントロールが効くと考えているので、新 DC 制度は活用しなかった。エアバス社の旧制度は確定給付制度だったが、給付の保証はあるがインフレ対応していなかった。エアバス社の新しい DC 制度はインフレ対応の意味で旧制度よりも優れていると判断している。なお、利回りが極端に悪い場合は会社が最後は保証することにしている。このように会社が最後のよりどころになっているので制度が早く成立したのだと考えられる。

## 5 日本への示唆

日本の DC とドイツの新 DC を比較すると図表 7 のとおりとなり、個人に運用リスクを取らせるかとらせないかが大きく異なる。ちなみに日本の DC で個人に運用させた結果は図表 8 のとおりであり、直近では約 10% が元本割れで、0~1% 未満の者が約 4 割であるという状態である。退職金・年金からの移行時に想定していた想定利回りを下回っているケースが多いと推測される。アベノミクスで株が上がった後でもこの状態であり、日本の DC 制度は大きな課題を抱えていると言える。ドイツのように個人に運用リスクを取らせないほうがうまくいく可能性がある。次に、給付についてもドイツは終身年金のみとしている点でも、老後の所得保障の点でドイツは日本よりも優れていると言える。老後保障のために企業年金を活用するにあたっての、ドイツの立法府および労組の従業員に対する手厚い姿勢は参考になるので、今後もドイツの動向に注目したい。

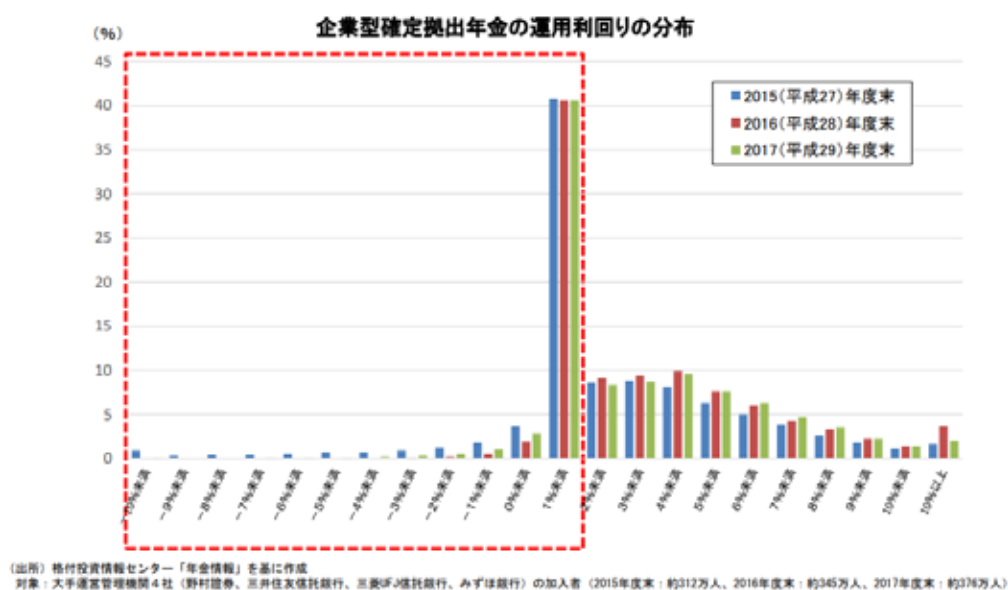
図表 7 日本の DC とドイツの新 DC の比較

	日本の DC		ドイツの新 DC
	個人型 (iDeCo)	企業型	
加入	自分の意志で入る任意加入 加入条件あり	会社が退職給付制度として導入している場合に加入 加入対象者が決められているまたは加入するかを選擇するケースがある	会社が団体協約を結んでいる場合に可能。自動加入は可能、この場合任意脱退を可能とすること。
掛金	自分が負担	会社が負担 事業主負担分に従業員本人が上乗せして拠出できるケースもあり。	事業主負担および / または従業員負担。 給付のための掛金のほかにバッファーのための掛金がある。
拠出金の資産運用	自分が契約する金融機関で用意している運用商品から選ぶ	会社が用意する運用商品から選ぶ	個人の選択はない。団体協約の当事者である会社と労組が共同で運用

			に責任を持つ。
給付	一時金または年金	一時金または年金	終身年金のみ

(出所) 筆者作成。

図表 8 企業型 DC の運用利回り分布



(出所) 第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2019年2月22日)の資料1「企業年金・個人年金制度の現状等について」から転載

### 参考文献

厚生労働省(2016)年金局数理課「ドイツ公的年金の財政検証について」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/20160826Germany.pdf>、2019年4月1日ダウンロード)平成28年8月、3頁。

清水信広(2018)「欧州連合および欧州主要国の年金政策と職域年金の動向---・欧州連合,蘭,英,独---」『平成30年度実務研修会資料集』日本年金数理人会、2019年2月8日。

生命保険経営学会(2017)『独りスター年金と企業年金の加入奨励策を拡充へ』『生命保険経営』第85巻第2号(2017年3月)144-147頁。

aba(2014) "The Occupational Pension Landscape in Germany" Last updated

- in May 2014 ( <http://www.aba-online.de/en/docs/attachments/2a116b18-ac62-45cc-b294-3045e3e9e793/20140428-Occupational-Pension-Landscape-in-Germany.pdf>、2019年5月9日ダウンロード)。
- activpayroll(2018) "German Pension Reforms: Employer Lump Sum Supplements Can Avoid Hassel" (<https://www.activpayroll.com/news-articles/german-pension-reforms-employer-lump-sum-supplements-can-avoid-hassle>、2019年6月7日ダウンロード)。
- Aon Hewitt (2017) "German Company Pension Reform 2018" ([https://www.aon.com/germany/downloads/aonhewitt/2017\\_aon\\_hewitt\\_flyer\\_brsge\\_engl.pdf](https://www.aon.com/germany/downloads/aonhewitt/2017_aon_hewitt_flyer_brsge_engl.pdf)、2019年5月9日ダウンロード)。
- Fodor, J.(2018) "German Pension System - Experience and Challenges" May 30, 2018 Berlin Willis Towers Watson ([https://www.actuaries.org/IAA/Documents/CMTE\\_SSC/Meetings/Berlin\\_2018/Minutes/4\\_German\\_Pension\\_System.pdf](https://www.actuaries.org/IAA/Documents/CMTE_SSC/Meetings/Berlin_2018/Minutes/4_German_Pension_System.pdf)、2019年5月9日ダウンロード)。
- Müller-Mundt ,A. (2013) "Occupational pension schemes in Germany" *Global Workplace Insider*, September 20,2013 (<https://www.globalworkplaceinsider.com/2013/09/occupational-pension-schemes-in-germany/>、2019年5月23日ダウンロード)。
- Ottawa, B. (2014) "German association VFPK rejects 'Dutch-style' pensions" *IPE.com* 11.2,2014 (<https://www.ipe.com/countries/germany/german-association-vfpk-rejects-dutch-style-pensions/10004866.article>、2019年2月21日ダウンロード)。
- Ottawa, B. (2018a) "First products for new German industry DC plans out on the market" *IPE.com*, March 6,2018 (<https://www.ipe.com/news/pensions/first-products-for-new-german-industry-dc-plans-out-on-the-arket/www.ipe.com/10023528.fullarticle>、2019年3月18日ダウンロード)。
- Ottawa, B. (2018b) "BRSG: Scramble for German DC " *IPE.com(magazine)*, April 2018 (<https://www.ipe.com/pensions/country-reports/germany/brsg-scramble-for-german-dc/10023893.article>、2019年3月18日ダウンロード)。
- Ottawa, B. (2018c) "Germany unlikely to see now DC plans before 2020" *IPE.com*, November 16,2018 (<https://www.ipe.com/countries/germany/germany-unlikely-to-see-new-dc-plans-before-2020/10027937.article>、2019年3月18日ダウンロード)。
- Ottawa, B. (2019a) "Lift-off for new Airbus DC scheme in Germany" *IPE.com*, March 1,2019 ( <https://www.ipe.com/countries/germany/lift-off-for-new-airbus-dc-scheme-in-germany>)

off-for-new-airbus-dc-scheme-in-germany/10029772.article、2019年3月18日ダウンロード)。

Ottawa, B. (2019b) " German social ministry to set up 'forum' for new pension plans " *IPE.com*, March ,2019  
( <https://www.ipe.com/countries/germany/german-social-ministry-to-set-up-forum-for-new-pension-plans/10029849.article>、2019年4月2日ダウンロード)。

Ottawa, B. (2019c) "German regulator urges take-up of new DC model" *IPE.com*, March14, 2019  
( <https://www.ipe.com/countries/germany/german-regulator-urges-take-up-of-new-dc-model/10030005.article>、2019年4月2日ダウンロード)。

Rieger, Sebastian et al. (2018) " Betriebsrentenstärkungsgesetz Überblick über die Änderungen ab 1. Januar 2018",[https://www.deutscherentenversicherung.de/Nordbayern/de/Inhalt/3\\_Infos\\_fuer\\_Experten/04\\_OeffentlicheVerwaltung\\_versaemter/08\\_versicherungsaemter/Fachinformationen/2018/03-018\\_Betriebsrentenstaerkungsgesetz.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.deutscherentenversicherung.de/Nordbayern/de/Inhalt/3_Infos_fuer_Experten/04_OeffentlicheVerwaltung_versaemter/08_versicherungsaemter/Fachinformationen/2018/03-018_Betriebsrentenstaerkungsgesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=2)、2019年3月18日ダウンロード)。

---

<sup>1</sup> Gesetz zur Stärkung der betrieblichen Altersversorgung und zur Änderung anderer Gesetze (Betriebsrentenstärkungsgesetz - BetrRSG k.a.Abk.) ( 職域年金の強化およびその他の法律の改正に関する法律 ( 職域年金強化法 - BetrRSG k.a.Abk ))。

<sup>2</sup> 厚生労働省「ドイツにおける企業年金について」(2006年11月6日第2回企業年金研究会資料1-3)によれば、2001年のドイツ年金改革に伴い、個人年金または企業年金にかかる本人掛金について助成金の支給(低所得者が対象)または所得控除(中高所得者が対象)を行う制度が設けられた。助成金または所得控除対象となる年金制度は、拠出建て・元本保証・60歳支給開始・終身年金などの条件を満たす必要がある。本稿では、この助成金または所得控除のあることを「リースター補助」と呼び、リースター補助のある企業年金または個人年金を「リースター年金」、企業がリースター補助のある企業年金のために保険会社などと締結する契約のことを「リースター契約」と呼んでいる。

<sup>3</sup> この節の作成に当たっては、Rieger et al. を参考にした。

<sup>4</sup> Bundesregierung "Alterssicherungsbericht 2016"

<sup>5</sup> Rieger et al. (2018) の他、生命保険経営学会(2017)、Fodor(2018) および Aon Hewitt (2017)を参照した。

<sup>6</sup> activpayroll(2018)をもとに例を挙げる。被用者が総所得(月額3,000ユーロ)から200ユーロを直接保険の天引き年金契約に拠出したとする。被用者の支払い給与が3,000ユーロから2,800ユーロになったので、雇用主は事業主負担社会保険料率19.38%を前提に200ユーロを乗じて、38.76ユーロだけ月間

---

の保険料を節約できたことになる。今回の法改正により、天引き保険料 200 ユーロに 15% を乗じた事業主拠出が義務付けされたので、事業主は 200 に 15% を乗じた 30 ユーロを拠出する。それでも事業主は  $38.76 - 30 = 8.76$  ユーロ分の人件費を節約できたことになる。

<sup>7</sup> 改正法条文、Aon Hewitt "German Company Pension Reform 2018" ([https://www.aon.com/germany/downloads/aonhewitt/2017\\_aon\\_hewitt\\_flyer\\_brsg\\_engl.pdf](https://www.aon.com/germany/downloads/aonhewitt/2017_aon_hewitt_flyer_brsg_engl.pdf)、2019 年 3 月 18 日ダウンロード)、Jürgen Fodor "Comparison of new German Pure DC with DC Plans in other Countries" ICA 2018、および Thomas Hagemann & Georg Thurnes "Pure DC in Germany – How Does It Work?" ICA 2018 による。

<sup>8</sup> Ottawa(2019a) によると、「いわゆるライフサイクルファンドと言われるファンドの過去のリターンがエアバス社の新しい年金制度の予想リターンを下回ったため」とのことである。筆者が推測するに、おそらくエアバス社が参照したライフサイクルファンドの平均的安全資産比率が高いために、エアバス社の新しい年金制度の想定しているリターンに到達しなかったと推測する。